

都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領

1. (総則)

一般社団法人全国木材組合連合会（以下「事務局」といいます。）が、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業（以下「都市木利用拡大宣言事業」といいます。）で都市木利用拡大宣言を行う事業者（以下「宣言事業者」といいます。）に係る公募の実施については、この要領の定めによることとします。

2. (登録申請の要件)

宣言事業者に登録申請できる者は、民間事業者であって、都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等に意欲を有し、公序良俗に反する者ではないこと。

3. (申請書提出に関する事項)

(1) 提出する書類

宣言事業者への登録申請を希望する者は、以下の書類を作成してください。

- ① 「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」（以下「申請書」といいます。）（別添様式1）
- ② 誓約書（別添様式2）
- ③ 提出者の概要が判る資料（株主総会資料、会社概要、パンフレット、開業届の写等）

(2) 募集期間

令和3年9月6日（月）から令和4年3月18日（金）17時までに持込又は郵送にて提出してください。

(注) 郵送の場合は、封筒に「都市木利用拡大宣言登録申請書」在中と記載してください。期限内必着とします。

(3) 提出部数

申請書 1 式 1 部

(4) 申請書等の提出先及び事業内容・申請書作成等に関する問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

担当者：安永、新井 電話: 03-6550-8540 E-mail: info@toshimokuzai.jp

(5) 提出にあたっての注意事項

- ① 申請書等は、返却しません。
- ② 申請書等は、提出後に変更又は取り消しができません。
- ③ 申請書等は、申請者に断りなく当該事業以外に使用することはありません。
- ④ 申請書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。
- ⑤ 申請要件を有しない者が提出した申請書等は、無効とします。
- ⑥ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

4. (宣言事業者の登録)

(1) 登録審査の方法

提出された登録申請書等について、外部有識者等からなる委員会が定めた基準に従って審査します。

(2) 審査の観点

目標達成の実現性（目標達成の時期及び目標達成水準など）、宣言内容の適切さ等の観点から審査します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は郵送にて通知します。

5. (登録情報の公開)

審査を通過した者の申請書付表の記載内容は、事務局が作成する本事業のホームページで公開します。

登録情報公開期間は、原則として事業実施期間内とします。

なお、宣言事業者は、別添様式3により自社のホームページ又は自社の事務所に同様に記載した目標年月まで掲示してください。

6. (登録内容の変更)

宣言事業者の登録内容に変更が生じた場合は、事務局へ郵送または電子メールにより連絡してください。

7. (報告書の提出)

宣言事業者には、事務局から宣言内容の進捗確認や必要に応じて宣言後の目標に対する成果の報告書を求めることがあります。

8. (登録の抹消)

7の報告書において、目標に対する成果に著しい乖離があった場合には、宣言事業者の登録を抹消する場合があります。

9. (その他)

事業の詳細、申請に必要な書式等は、事務局が作成するホームページに掲載しますので確認をお願いします。